



発行人 学校法人田村学園 横浜経理専門学校

事業部経営企画室

横浜市西区高島2丁目2番11号

電話 045-453-5500 FAX 045-453-2776

<http://www.tamura.ac.jp> (年6回発行予定)

横経 ビジネスタイムス 8月号

- 特集1** 時代を生き抜くために活かせる資格【第5回】 税理士
- 特集2** ビジネス法律講座【第5回】 横浜経理専門学校マネジメント専攻科法律経営コース提供
「会社法の知識1 取締役関係①」(全3回)
- 特集3** 人材マネジメント研究【第5回】
- 特集4** 気なる情報室 第5回【毎号、最近の興味深い情報を提供】「参院選自民圧勝の今後」
- 特集5** 今さらビジネス知識【話題だけどいまいちよく分からないことを取り上げるコーナー】
第5回「ネット選挙」

-特集1- 時代を生き抜くために、活かせる資格【第5回】 税理士

仕事の内容

税理士の主な業務は、税務に関する税務代理業務、税務書類の作成業務、節税等の税務相談業務などのあらゆる税に関する業務が仕事です。

また、最近では、企業の経営状況を把握し的確なアドバイスを行う税務や経営のコンサルタントとしての役割があり、税務や会計といった側面から経営に関わるさまざまな指導や事業承継のプランニング、財産運用のアドバイスを行ったりといった具合に、企業のシンクタンクとしても活躍の場は広がっています。

また、税に関する業務は税理士にしかできない「独占業務」であり、資格のない人が行えば、それが無償であっても罰せられることになります。



なるためには

試験科目について～5科目合格で資格取得

税理士試験の試験科目は、会計2科目、税法9科目の合計11科目あります。

しかし、すべてに合格する必要はなく、このうち会計2科目、税法3科目の合計5科目に合格すればいいのです。

しかも、税理士試験の特徴である科目合格制度により、1度合格した科目は生涯有効であり、1年に1科目合格でも、いずれ5科目合格すれば資格取得できます。じっくり時間をかけて取り組みれば必ず合格できる試験だといえます。

必須科目：簿記論、財務諸表論

2科目とも必ず合格しなければならない会計に関する知識が問われる科目で、学習を開始する際に簿記2級程度の基礎知識が必要です。簿記論と財務諸表論は関連していますので、同時に勉強することにより相乗効果があります。

選択必須科目：所得税法、法人税法

所得税法と法人税法は、いずれかに必ず合格しなければなりません。

実務に役立つ科目であるため、両科目の合格が理想ですが、それぞれ学習量は相当の量となります。短期合格を目指す場合、いずれか1科目。将来の実務のことを考えるならば2科目。といった具合に学習計画が必要です。

選択科目

相続税法、固定資産税、消費税法または酒税法、国税徴収法、事業税または住民税
選択科目のうち、相続税法と消費税法は、税理士業務において重要な科目です。

しかし、所得税法や法人税法に比べ、学習量が格段に少ないのが特徴です。

試験概要

受験資格	<p>下記のいずれか1つに該当する方</p> <p>①職歴：会計に関する事務又は税務官公署における事務その他一定の事務の従事期間が3年以上の方。</p> <p>②大学3年次以上（中途退学者含む）で、法律学または経済学に関する科目を含め62単位以上を取得した方</p> <p>③大学または短大の法律学または経済学部卒業した方。その他の学部の場合は、法律学または経済学に関する科目を1単位以上取得した方</p> <p>④日商簿記1級・全経簿記上級合格者</p> <p>⑤一定の専修学校の専門課程(①修業年限が2年以上②課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であるものをいう。)を修了した者で、法律学又は経済学を1科目以上履修した者</p>
試験内容	必須2科目、選択必須1科目を含む合計5科目に合格すること
試験日程 と 試験科目	<p>例年8月初旬の平日3日間</p> <p>1日目／簿記論、財務諸表論、消費税法または酒税法</p> <p>2日目／法人税法、相続税法、所得税法</p> <p>3日目／国税徴収法、住民税または事業税、固定資産税 (試験時間は各2時間です)</p>
申込方法	願書を、希望する試験地の所轄国税局または沖縄国税事務局宛に提出。
試験地	国税局所在地の13カ所（札幌市、仙台市、東京都、さいたま市、川崎市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市）
合格基準	満点の60%を得点

合格発表	例年 12 月中旬に合格者発表が行われます。5 科目合格者には、合格証書が送られるとともに、発表予定日の官報に掲載されます。一部科目合格者には、一部科目合格通知が郵送されます。
合格率	全科目平均合格率：12%

【第 5 回】会社法の知識 1 取締役関係①

この回から会社法について、様々な決まりごとについて事例形式で紹介していきたいと思えます。今回は、取締役関係についてです

①取締役会を設置しない株式会社で、代表取締役を選任しなかった場合には、誰が会社を代表するのか。

取締役会を設置しない株式会社が、代表取締役を誰も選任しなかった場合には（定款に代表取締役の互選の規定がない場合）、取締役の全員が代表取締役となり、会社を代表することになります。

例えば、取締役 A、B がいる会社で、株主総会でどちらも代表取締役と定めなかった場合には、2 人とも代表取締役となり、それぞれが単独で会社を代表することができるようになります（各自代表という）。

また、会社設立登記や役員変更登記の際には、登記簿には 2 人とも代表取締役として登記されることになります。

しかしながら、取締役会設置会社は必ず取締役会で代表取締役を定めなければなりませんし、取締役会非設置会社でも、定款に取締役の互選で代表取締役を定める旨の規定がある場合には、代表取締役を定めないと定款違反となります。

②社外取締役というと、比較的大規模な会社で選任されるイメージがありますが、取締役会を設置していない会社でも社外取締役を選任することは出来るのでしょうか。

取締役会を設置していない会社（取締役会非設置会社）でも社外取締役を選任することは出来ます。根拠条文としては、会社法第 348 条第 1 項に定められています。

⇒第 348 条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

しかし、取締役全員を社外取締役とすることは出来ません。社外取締役は、業務を執行しない取締役ですので、全員が社外取締役になってしまうと、会社の業務を執行する取締役が誰もいなくなってしまうからです。

③現在役員は取締役 1 名だけなのですが、現状のままで取締役会設置会社になることはでき

ますか。

現在の役員構成のままでは取締役会設置会社になることはできません。

取締役会設置会社となるためには、取締役2名の追加選任及び監査役1名の選任が必要となります。また、代表取締役についても再度選任する必要があります。

一特集3—人材マネジメント研究【第5回】 成功する人材マネジメント

人材の考え方

人材は単なる「労働力」や「人的資源」ではなく、今の企業経営にとって大きな役割を担い、多様な資源を提供してくれる企業経営におけるパートナーです。

人材は、株主や銀行が経営のための資金を提供するのと同じように「人からしか生まれない経営資源」を提供する役割を担っています。

人からしか生まれない経営資源とは何か

まず、モチベーションはその一つといえるでしょう。働く人にしか、経営に提供できない重要な資源といえます。

同じ戦略やビジネスモデルで戦っていても、ビジネスモデルを動かしたり、戦略目標の達成に実際に携わる人材から高いモチベーションを引き出すことができている企業は、成功する可能性が高くなります。

次に、働く人の能力があります。単純にいえば、企業とは、環境からのインプットを変換し、それに付加価値をつけ、アウトプットとして外部環境に戻していくことで世の中に存在しているといえます。

企業の競争力とは、この変換の仕組みがよいか悪いかということではないでしょうか。

この変換に関するノウハウや技術のうち、働く人に内在しているものが人の能力です。

その結果として、製造業で言えば、デザインやものづくりの技術、サービス業で言えば、顧客のニーズを取り込んで満足度の高いサービスを提供する能力などが獲得されるのです。



人材マネジメントはどうあるべきか

すなわち、人材とは、企業にとって極めて重要な資源や財産、つまり「モチベーションや能力」などの提供者です。

そこで、結論として、「人材マネジメントとは、こうした重要な経営資源を人材から供給してもらうための企業活動」といえます。

人材は基本的には自律しているものです。

したがって、会社や組織の都合だけで、こういった資源を提供してくれるわけではありませ

ん。これは、銀行や株主が黙っていても資金を提供してくれるわけではないのと同じことです。

ですから、人材から資源を提供してもらうためには、単に雇用を維持し、賃金を払うだけでは駄目で、働きがいと、人材としての価値向上の機会を提供していくことが求められるようになっていきます。人間として尊重され、人生を楽しむといった点も考慮して初めて、人は経営のパートナーとしての人材になってくれて、その結果として強い企業ができていくのです。現在、企業の競争環境が複雑になり、単にコストダウンや優れた戦略だけで差別化を図ることが難しくなるにつれて、人材が提供する資源の質や量が、企業の競争力や業績を大きく左右するようになりました。その意味で、働く人が、差別化に必要なモチベーションや能力などの資源を効果的に提供してくれる企業は、競争力のある企業だといえるのでしょうか。

一特集4- 気なる情報室 第5回 【毎号、最近の興味深い情報を提供】

「参院選自民圧勝の今後」

衆参のねじれ状態によって課題解決を先延ばししてきた案件も多くありますが、今後は安倍政権の政策立案能力や実行力、安定度から解決が期待できるようです。

今回の安倍政権やアベノミクスへの信任により、経済的変化の加速が予想されるものとして以下のようなものが考えられるでしょう。

①TPP への加盟と国内規制の解消

TPP 交渉に関しては、「農産物」「保険」「医療」「安全」にスポットが当てられることが多いですが、TPP で交渉する分野は「市場アクセス」「原産地規制」「貿易円滑化」「貿易の技術的障害」「衛生植物検疫」「貿易救済」「政府調達」「知的財産」「競争政策」「越境サービス」「商用」「金融サービス」「電気通信サービス」「電子商取引」「投資」「環境」「労働」「制度的事項」「紛争解決」「協力」「分野横断的事項」の 21 分野にも上ります。

これらの分野で、国内外の関連者と折衝し調整をしなければならないので、安定して実行力のある政権が行うことが必要です。

例えば、「農産物」については、TPP で農業が崩壊すると叫ぶ層が居る一方で、これを機会に東南アジアなどへの進出意欲が高い農業関連者もいます。

しかも、農業は国内総生産のわずか数%すぎません。ここで譲歩しても他の分野でメリットが多ければ、日本全体では大きな利益となるでしょう。

日本の農業はカロリー計算ではなく、世界標準の生産額で比べれば世界第 5 位の農業大国で先端農業技術を持っています。

既得権者に配慮した規制を外せば輸出型産業への転換が期待できる分野なのです。

また、農産物の輸入価格が下がれば勤労者の家計負担も軽減されます。

②原発を含む総合的なエネルギー開発が進む

これまでの原発とクリーン・エネルギーへのエモーショナルな対応から、過去の反省も含め、中立的で科学的なデータに基づく検査・審査体制の構築と政策への反映が期待できます。

審査で安全が確認された原発の稼働と、経済的に持続可能なクリーン・エネルギーの推進でエネルギー調達費用が下がると考えられます。これにより、諸産業のコスト軽減と家計の負担減少が予測されます。

③消費税が導入され社会保障の見直しが進む

消費税の増税は、昨年の民主党政権の下で民主党・自由民主党・公明党の3党合意で決定されています。景気回復が見極めた時とされていますが、現況の回復状況であれば消費税の8%への増税は予定通り導入されると考えられています。

また、社会保障の見直しも高齢者医療費の2割負担を皮切りに、高齢者の負担が増加します。これらは財政再建と世代間格差の是正という観点で、高齢者は甘受せざるを得ない側面もあるでしょう。

これを先延ばしにすれば、世界から財政再建の先送りで見放され、日本への信任が崩れます。そうなれば、投資資金の引き上げや株価の低下、国債金利の急騰（国債価格の暴落）から、金融不安の発生も懸念されます。

- 特集5 - 今さらビジネス基礎知識 第5回「ネット選挙」

【話題だけど、いまいちよく分からないことを取り上げるコーナー】

ネット選挙って何

ネット選挙とは、選挙にインターネットを利用すること。広くは、インターネットのウェブサイト上に選挙に関することを記すことなど選挙におけるインターネットの活用のことを指す。インターネットで投票ができるようになるという意味ではない。

導入経緯と内容

公職選挙法によって禁じられていましたが、2013年に改正案が採決され、2013年夏の参院選から一部解禁されました。

ネットを使って選挙運動を行う場合は、電子メールなどの連絡先を表示する義務が課せられ、虚偽表示などには公民権停止を含む罰則を設けられている。

電子メールを使った投票の呼び掛けは、政党と候補者に限定している。候補者本人を装う「なりすまし」や、特定の候補者の落選を狙った中傷などが横行する懸念があるためである。

参院選後、全面解禁を検討されます。また、若者の投票率の上昇につながると期待されています。

どのくらい活用されたのか

グーグルが発表した参院選でのインターネット選挙解禁の影響を分析した調査結果（速報）によれば、選挙関連の情報収集手段（複数回答）について、「テレビ」と回答した人が全体の95%いたのに対し、「ウェブサイト」は41%にとどまった。特に「政党や候補者の公式サイトを直接見た」という人は、圧勝した自民党的サイトですら全体の1.18%にとどまり、民主党と日本維新の会はそれぞれ0.34%など、「情報収集手段として活用されていない」（グーグル）ことが分かった。

また全体的な傾向として、民主、みんなの党に投票した人はテレビ経由での情報収集が多く、自民、共産党への投票者はウェブ経由の情報収集が多いことも分かった。

とのこと。

情報収集端末も目まぐるしく変わる現代の中で、ネットがどのように選挙に活用されていくのかまだまだ分からないですね。

参考文献・引用サイト;All About、マイナビ、法テラス、bizmash、isMedia、PRESIDENT、ウェッジ